

年金額は0.4%のマイナス改定

知らなきや損する

厚生労働省から1月21日、令和4年度の年金額改定の公表がありました。令和4年度の年金額は、令和3年度からは0.4%引き下げになります。令和3年度が令和2年度から0.1%の引き下げでしたので、2年連続マイナス改定です。

公的年金は、支え手である働いて年金保険料を納めている現役世代から、年金を受給する世代への仕送り制度で、年金額は「物価と賃金とマクロ経済スライド」によって毎年改正されます。

平成16年の年金制度改革では、賃金が物価ほどに上昇しない場合（賃金<物価）、物価変動でなく賃金変動に合わせて年金額を改定する、つまり賃金低下に合わせて年金額を改定するルールが導入になりました。例外的な取り扱いとして、賃金と物価がともにマイナス(▲)で、賃金が物価を下回る場合（賃金<物価）、物価に合わせて改定し、また賃金だけがマイナスの場合は、年金額は据え置くとしました。

ところが平成28年の年金改正では、この例外を改め、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付にするという観点から、賃金が物価を下回る場合（賃金<物価）には、賃金がマイナスでも賃金に合わせて年金額を改正するルールになり、令和3年度から見直されました。

令和4年度の年金改正では、図表の数値を参考に、賃金と物価のルールから、物価（物価変動率）▲0.2%、賃金（名目手取り賃金変動率）▲0.4%により、賃金▲0.4%<物価▲0.2%なので▲0.4%の改正となります。名目手取り賃金率は、実質賃金変動率▲0.2%+物価変動率▲0.2%+可処分所得割合変化率0.0%＝▲0.4%と計算されます。

次にマクロ経済スライドによる調整です。マクロ経済スライドは、公的年金被保険者（年金

令和4年度の年金額改定の指標

- 物価変動率 …………… ▲0.2%
- 名目手取り賃金変動率 …… ▲0.4%
- 令和4年度マクロ経済スライドによるスライド調整率 …… ▲0.2%
- （令和3年度マクロ経済スライド調整率の繰り越し分 …… ▲0.1%）
- 令和5年以降に繰り越されるスライド未調整率 …… ▲0.3%

加入者)の変動と平均余命の伸びに基づいた調整率です。今回のマクロ経済スライド調整率は、公的年金被保険者の変動率はプラス0.1%、平均余命の伸びが▲0.3%により、スライド調整率は0.1%+▲0.3%＝▲0.2%となります。賃金と物価による改定率がマイナスの場合には、マクロ経済スライドによる調整は行わないルールなので、令和4年度の年金改定額はマイナス0.4%となるわけです。

ただし、4年度のマクロ経済スライド調整率▲0.2%は、平成28年の年金改正で調整ルールが変わり、未調整率分はできる限り早期に調整するというルールとなったため翌年以降に繰り越されることとなり、令和3年度のマクロ経済スライド調整率の繰り越し分▲0.1%と合わせて令和5年以降に繰り越されるスライド未調整率は▲0.3%になります。年金改定のルールは難しいのですが、公的年金は、私たちのマネープランに大きく関わる制度です。関心を持っていきましょう。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サーティファイドファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

いしかわ暮らしのマネープラン

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで5,500円 2時間まで8,800円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます



■マイホーム相談 …… 33,000円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職マネープラン相談 …… 33,000円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます

